

## こんなお悩みありませんか？ 問題解決！中国なんでも相談室

### No.3 「増値税の輸出還付はしっかり考えなくては駄目ですよ！」

税務研究会『国際税務』2009年 Vol.29 No.4

税理士法人トーマツ 中国税務室

シニアマネジャー 安田 和子

#### 主な登場人物

##### 鰐井先生(えらい先生):

自称中国税務最高の専門家。

##### 小松田部長(こまつた部長):

中々工業株式会社の本社経理部長。中々工業は東京に本社を置く中堅メーカー。中国に工場や販社を多数有している。中国子会社経理部門から、頻繁に中国税務に関する報告があるが、中国税務の基本を心得ていないため、今ひとつ要領を得ず困っている。いよいよ、困ったときには、鰐井先生に相談を持ちかける。

**小松田部長:** 前回も大変お世話になりました。お陰で、井端社長に、「小松田君、中々やるじゃないか。今後も中々工業の資金繰りを頼むよ。」などと褒められました。

**鰐井先生:** それは、よかったですね。法律の範囲内で、税コストは軽減していくべきです。ところで、今日はどんなご用件ですか？

**小松田部長:** 先日、セミナーで「中国の増値税の輸出還付制度が緩和された」といった話を聞きました。今までと何がどう変わったのか分からないので、困っています。

**鰐井先生:** 念のため確認ですが、「今までと何がどう違うのか？」の前に、「今までどうだったか？」をご存知ですか？

**小松田部長:** 先生、そうやって顧客を苛めるものではないですよ。(笑い)

**鰐井先生:** なるほど。「今まで」をご存じないわけですね。

**小松田部長：** ……(とほほ…)

**鯉井先生：** まず、中国の増値税が日本の消費税と同じような税金であるというのは、理解されていますね？ こういう税金は、付加価値税とか VAT (Value Added Tax) とか言われています。これは、その会社が生み出した付加価値にかけられる税金です。

**小松田部長：** 日常、付加価値という言葉がたくさん出てきますが、これはどういう意味なのですか？

**鯉井先生：** 簡単に言うと、「付加価値というのは人間が作り出した」、「人間のための価値」のことです。例えば、漁師が、マグロ漁をするとしましょう。海に泳いでいるマグロは、人間にとっての経済価値はありません。人間は泳いでいるマグロを食べることはできないし、鑑賞もできない。もっとも、「生命の価値」とかそういう意味では素晴らしいことなのですが、人がお金を払わないという事で、経済計算上の価値はゼロとなります。でも、漁師がマグロ漁に出て立派なマグロを吊り上げたら、そのマグロはお刺身やお寿司のネタになる可能性が生まれます。つまり、漁師は、付加価値＝「人が進んでお金を払ってもよいと思う価値」を生んだのです。よいマグロなら、何百万円で売れますよね。

**小松田部長：** でも、何百万円のマグロを取るのに、船を買ったり燃料を買ったりしていますよ。だから、漁師が全てを生み出した訳ではないと思いますが…。

**鯉井先生：** そう、そのとおりです。なので付加価値税の計算は、売上に係る付加価値税から、仕入に係る付加価値税を差し引くのです。例えば、燃料の仕入コストは、他人が生み出した付加価値の合計です。漁師が油田を掘り当てて、石油の精製までしていたら別ですが…。他人の生み出した付加価値については、他人が付加価値税を支払うのです。

**小松田部長：** なるほど。付加価値税の話はよく分かりました。付加価値税の一種である増値税は、日本の消費税とほぼ同じであると理解すればいいのですか？

**鯉井先生：** 大雑把にはそうです。でも課税の方法は国によってさまざまです。中国の場合、そう簡単ではありません。いろいろな事情があって、簡潔明瞭ではないのです。

**小松田部長：** そうですか。ところで、私の質問に関する回答はどうなのでしょう。

**鯉井先生：** まあ、まあ。小松田部長、回答する前に、1 つ日本の消費税について質問しますよ。商品を 80 で仕入れ、100 の価格で外国に輸出した場合、どうなりますか？

**小松田部長：** えーと、80 で仕入れた商品には  $4 (= 80 \times 5\% \text{消費税率})$  の消費税がかかっています。これは、売り上げに関する消費税から引けますよね。次に売り上げですが、本来 100 の売り上げであれば  $5 (= 100 \times 5\% \text{消費税率})$  の消費税がかかるのですが、輸出なら免税です。取引全体で見ると、「売上消費税 0 - 仕入消費税 4」ということで、4 の還付となります。

**鯉井先生：** ご名答です。

**小松田部長：** ところで、なぜ、輸出免税などというものが認められるのか、よくわかりません。輸出したら、消費税を還付してもらえるなんて、なんだか、日本政府に申し訳ないような気がします。

## 増値税

増値税は、物品の販売や貨物の輸入及び加工、修理組立などの役務を対象とする流通税の 1 つで、日本の消費税と同様に最終消費者が税金の最終負担者となる付加価値税です。税率は、17%と 13%ですが、特定物品を除くほとんどの物品に対して 17%の税率が適用されます。

**鰐井先生：** 先程の質問は、小松田部長が、そう考えるだろうと思ってしたのです。「輸出免税」というのは、国際的には標準的な考え方です。そもそも、付加価値税というのは、消費者が負担する税金です。そうなる、その消費者の住んでいる国の政府は、「わが国民が負担する付加価値税は、我が政府が課税すべきだ！」と思うわけです。もしも、輸出免税制度がないとどうなると思いますか？

**小松田部長：** うーんと、例えば、A国の企業がB国に 100 の輸出を行うとします。これに対してA国政府は、輸出者に対して 17 の付加価値税をかけたとする。この場合、A国の企業は、B国の仕入先に 117 を請求しないと採算がとれません。ところが、B国政府は、例えば輸入価格である 117 に 20%の付加価値税を課したとします。B国消費者が直接輸入した場合、その消費者のコストはB国付加価値税も含めて  $140.4 (= 117 \times 1.20)$  になっているでしょうね。

**鰐井先生：** そうです。一方、その輸出先のB国の国内企業が作った製品価格も100であるとします。すると、B国国内企業が直接消費者に販売する場合、 $20 (= 100 \times 0.20)$ しか付加価値税がかかっていないので、120 の値段で売れる。つまり、ゴルフでハンディキャップがあるのと同じです。これでは、公正な競争はできません。そこで、A国政府は、輸出時の付加価値税を還付してくれるのです。

**小松田部長：** そうだったんですか？ だったら、良心の呵責は感じなくてもいいのですね？

**鰐井先生：** そうです。それどころか、きちんと輸出免税のメリットを享受しないと、御社が国際競争に勝てません。

**小松田部長：** なるほど。

**鰐井先生：** そこで、「今まで」の中国の付加価値税、つまり増値税の話に戻りますが、中国の法律は日本と同様の取り扱いをすることになっています。つまり、輸出したら免税で、なおかつ、仕入に係る増値税が大きかったら還付もしてくれるはずなのです。ところが、色々な通達とか面倒な規定がたくさんあって、日本のように竹を割ったような還付がされていません。

**小松田部長：** どこが、違うのですか？

**鰐井先生：** まず、以下の輸出還付金額の計算式を見てください。

「売上についての増値税－仕入れについての増値税－不還付税額」

これらを簡単に言うと、「売上についての増値税－仕入れについての増値税」がマイナスの場合、普通なら増値税が還付されるはずですが、実際には「不還付税額の金額だけ、還付がされない」ということです。

**小松田部長：** なるほど。ところで、不還付税額は、どうやって計算するのですか？

**鯉井先生：** それは、「FOB 価格×不還付率」という形で計算します。もう少し規定に忠実に説明すると、「不還付率」という言葉はなく、法律上では「還付率」という言葉になります。中国の増値税率は 17%または 13%ですが、ここから、還付率を差し引いた金額を、便宜的に「不還付率」としています。

**小松田部長：** それで、不還付税率ってどれくらいなのですか？

**鯉井先生：** 製品ごとに異なります。ハイテクなど中国政府が輸出を奨励している製品は、不還付率がゼロというのもあります。一方、そうでない製品は、FOB の 3%~6%ぐらいが不還付となっていたりします。

**小松田部長：** なんだか、えらく不公平な気もしますが、今一つよくわかりません。

**鯉井先生：** たとえば以下の例を思い浮かべてください。

輸出価格 (FOB 価格) = 200
仕入 = 100
仕入に関する増値税 = 17
不還付率 : 6%

この場合、本来であれば仕入に関する増値税 17 が還付されることとなります。でも、不還付税額は売上の 6%、つまり「FOB 価格 200 × 不還付率 6% = 12」です。本当は、仕入れに関して 17 を還付してほしいのに、実際には 17 - 12 = 5 しか還付してもらえません。12 のコスト負担増です。輸出還付をフルに受ける場合と同じキャッシュ、つまり 200 を獲得するには、以下の売上価格が必要です。

$$\text{FOB 価格} - (\text{FOB 価格} \times \text{不還付率 } 6\%) = 200$$

$$\text{FOB 価格} = 200 / (1 - 0.06) = 212.8213$$

そして、輸出先の国では、この 213 を基準にして、さらなる付加価値税が加算されていく。最終消費者の手元に商品が届くときには、いくら販売価格になるのやら……。

**小松田部長：** たしかに、売上の 4% や 6% の租税コストが生ずれば、採算をとるのが大変ですよ。でも、なぜ、中国はそのような課税をするのですか？

**鯉井先生：** よくは知りませんがたぶん、中国政府の財政が苦しかったのでしょう。中国人民は、なかなか強かで、素直に税金を納めてくれないのだと思います。そのようなときに、輸出企業に気前よく増値税を還付していたら、財政が維持できないのでしょう。

**小松田部長：** なるほど。

**鯉井先生：** 以上が、今までの増値税の簡単な説明です。次に、これからどうなるか？のお話です。

不還付率が下がっています(規定上は、還付率が上がっているということです)。

**小松田部長：** それは、多少楽になりますね。でも、なぜ、そういうことになったのですか？

**髙井先生:** それは、昨今の世界不況により、中国の輸出が減少し始めたからでしょう。だって、売上の 4%とか 6%とか、そういう単位で余分な付加価値税コストを負担していたら、製品の価格競争力も落ちるでしょうからね。

**小松田部長:** ところで、私たちの中国子会社を作っている製品は、その恩恵を受けられるのですか？

**髙井先生:** それは、御社の中国子会社を作っている製品によります。中国の税務当局は、インターネットなどで、各製品の還付率を公表しています。その際、製品は HS コードによって分類されています。HS コードは、全世界の関税を決定するための製品分類です。

**小松田部長:** そうか、それなら私達でも調べられそうですね。

**髙井先生:** ああ、ところで、増価値税の不還付率については、いろいろな論点があると思います。FOB 価格の 2%の税コスト減少により、御社の中国子会社の粗利益率や営業利益率も変わるでしょう。そうなると、移転価格がどうか、いろいろ頭の痛い問題も出てきます。そういうことも、今後考えていかななくては行けませんね。

**小松田部長:** いやあ、今後ともよろしく願います。

トーマツグループはデロイト トウシュ トーマツ(スイスの法令に基づく連合組織体)における日本のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツと税理士法人トーマツ、およびそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 6,700 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 140 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 169,000 人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指し、“誠実性”、“卓越した価値の提供”、“相互信頼”、“文化的多様性”といった価値観を共通するカルチャーで結ばれています。継続的な知識習得、チャレンジングな経験、豊富なキャリア形成の機会といった環境を生かしながら、Deloitte のプロフェッショナルは企業責任(CSR)を強化し、社会からの信頼を築き、各々の地域社会に貢献していきます。

Deloitte(デロイト)とは、スイスの法令に基づく連合組織体のデロイト トウシュ トーマツおよび相互に独立した個別の法的存在であるネットワーク組織のうちのメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツとメンバーファームの法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。